

改正中国会社法の公布・施行について

－会社法の立法目的・会社の監査機関を中心として－

付 宇辰・徐 治文

目次

- 第一章 序論
- 第二章 会社法の立法目的・企業の社会的責任
- 第三章 会社の監査機関
- 第四章 上場会社・国有独資会社の監査機関に関する特別規定
- 第五章 結論

第一章 序論

中国では市場経済体制に対応する基本的な法律として有限責任会社および株式会社を規制対象とする会社法が1993年12月29日に公布され、1994年7月1日より施行された¹。そして30年の歳月を経て2023年12月29日に第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議では改正会社法草案（以下では『新会社法』と省略する）が可決・公布された。『新会社法』は2024年7月1日から施行される²。

『新会社法』は15章266の条文からなり、2018年の『会社法』（第5回改正）である『現行会社法』の13章218の条文と比べたら、条文と内容

が大幅に増加した。今回の改正では『現行会社法』における16の条文が削除され、228の条文が新たに追加され、修正された。その中で実質的に112条の条文が修正され、これまでで最大規模の法改正となった³。会社法の制定と完備は中国現代企業制度を健全的に確立する道であり、会社の法制度の確立と発展は中国社会主義市場経済の持続的健全な発展にとって重要な促進作用を持っている。今回の主要な改正内容は、国有企業における党の指導、国家出資会社の特別規定、会社設立及び脱退制度、会社組織機構の設置、会社資本制度、支配株主・実質的支配者、取締役・監査役・高級管理職の義務責任、会社債権管理制度など八つの分野に及んでいる⁴。

本稿では『新会社法』施行の前に会社法の立法目的・会社の監査機関を中心に『現行会社法』と『新会社法』の条文対比・立法過程・学説論争という三つの視点から検討することを目的とする。本稿の検討手順として会社法の立法目的・企業の社会的責任（二）、会社の監査機関（三）、上場会社・国有独資会社の監査機関に関する特別規定（四）という三つの部分に分けて述べることにする。

第二章 会社法の立法目的・企業の社会的責任

一 会社法の立法目的（第1条）

1. 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

表1

『現行会社法』	『新会社法』
第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・債権者の正当な権益を保護し、社会及び経済秩序を維持し、並びに社会主義市場経済の発展を促進することを目的	第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・従業員・債権者の正当な権益を保護し、中国特色のある現代企業制度を完備し、企業家精神を促進し、社会主義市場

として制定する。

経済の発展を促進することを目的とし、憲法に従って制定する。

『現行会社法』と『新会社法』の第1条の条文は上記表1のように規定している。今回の会社法改正の立法目的と立法背景は以下の4点にまとめることができる。それは、第十八回党大会以来、①国有企業統治の改革を強固に深化させ、中国特有のある現代企業制度を完備させるためである。②ビジネス環境を持続的に最適化し、市場革新の活力を引き出すためである。③財産権保護制度を完備させ、法に基づいて財産権保護を強化するためである。④資本市場改革を加速させ、資本市場の基礎的な制度を健全化し、資本市場の発展を促進するためである⁵。中国の会社法の推移過程によると、改正の根本的な由緒は経済体制改革によって引き起こされた制度の需要にあることが明らかになった⁶。同時に今回の会社法改正は『中華人民共和国民法典』⁷（以下『民法典』と略称する）の影響を深く受けている。その原因⁸は、以下の通りである。①『民法典』が中国に唯一の法典によって命名された法律であり、中国の社会主義法律体系における地位が中国憲法に次ぐ。②他の国の『民法典』とは異なり、中国の『民法典』には民事主体の合法的な権益を保護する機能があると同時に、市場経済の発展を促進する効果がある。③中国は民商立法の過程の中に一貫して「民商合一」⁹の理念を維持している。今回の会社法改正は、『民法典』の基本理念と原則を十分に考慮して進められてきた。

2. 四回の審議草案から見た立法過程

表 2

第1回 審議草案 ¹⁰	第2回 審議草案 ¹¹	第3回 審議草案 ¹²	第4回 審議草案 ¹³
第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・債権者の正当な権益を保護し、社会及び経済秩序を維持し、並びに社会主義市場経済の発展を促進することを目的として制定する。	第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・債権者の正当な権益を保護し、中国特有のある現代企業制度を完備し、企業家精神を促進し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的として制定する。	第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・債権者の正当な権益を保護し、中国特有のある現代企業制度を完備し、企業家精神を促進し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的として制定する。	第1条 この法律は、会社の組織と行為を規制し、会社・株主・従業員・債権者の正当な権益を保護し、中国特有のある現代企業制度を完備し、企業家精神を促進し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的とし、憲法に従って制定する。

2021年12月に全国人民代表大会常務委員会は第1回審議を行った。第1回審議草案は、コーポレートガバナンスの強化、株主と中小株主利益の保護、情報開示の強化などの方面に重点を置いた。会社の安定した運営を確保し、企業の発展を促進するために重要な意義がある。

2022年12月に全国人民代表大会常務委員会は第2回審議を行った。第2回審議草案は、中国の会社法制度が徐々に整備された。これは市場秩序をさらに規範化し、経済の健全な発展を促進した。

2023年8月に全国人民代表大会常務委員会は

第3回審議を行った。第3回審議草案は、中国会社の法律体系をさらに改善し、会社の健全な発展と株主権益の保護を促進した。

2023年12月に全国人民代表大会常務委員会は第4回審議を行った。第4回審議草案は会社法改正草案の最終的な改正と改善である。中国の将来の経済発展のために堅固な法的な基礎を築いた。

『現行会社法』第1条の内容は、実際には2005年に改正された条文であり、その内容は現在まで使用されている。上述したように、2005年の『会社法』は初めての広範囲な改正であり、その目的¹⁴は中国国内が時代の要求に適応し、健全

な社会主義市場経済体制を確立し、一般商事会社に普遍的に適用されることができ法律を確立するためである。条文の表現から見ると、まず『会社法』の性質が確立されている。すなわち『会社法』は組織法であり、行為法でもある。会社組織の法人としての地位を確立しただけでなく、設立から消却までの全過程を規範化した。次に、会社の利害関係者を明らかにした。会社の経営活動において、主に関連する対象は会社、株主、債権者である。最後に、社会主義経済市場の発展は広範な会社の積極的な参加から離れず、同時に会社が展開する経営活動も法制度の保障から離れないので、社会主義市場経済の発展を促進することも『会社法』を制定する目標の一つである。

会社法改正の第1回審議では、会社法第1条について何の変更もしていなかった。それは、学界で今回の改正の目標や理念および内容について合意に達していないだけでなく、実務界でも諸説あるためである¹⁵。

第2回審議では、「中国特色のある現代企業制度を完備し、企業家精神を促進する」という表現が追加された。これは党の二十大報告書の貫徹と実行であり、会社法理論と実務の原理に合致するものでもある。「現代企業制度」の始まりは、社会主義市場経済体制の理念形成と政策選択の後、すなわち中国が1993年に制定した第一部の『会社法』¹⁶の中で、「現代企業制度の確立の必要に適應するため」と明確に指摘したことであり、その対象は主に国有企業を指す。その後、現代企業制度の改革は、終始的に中国会社法の重要な立法理念となった。2005年『会社法』を改正した時に、「現代企業制度の確立の必要に適應するため」の内容を削除したが、『会社法』が現代企業制度の確立するために制定されることを否定ではない。国有企業の改革には限らず、上記のように一般的な商事会社に普遍的に適用できるためである。「中国特色」は中国国有企業改革の長期にわたる実践成果である。まず、「特色」は中国共産党の指導を企業統治の各段階に溶け込み、コーポレートガバナンスの中で、企業党組織の役割を十分に発揮するということである¹⁷。次に、中国は「人

民の利益を中心」に基づいて、個人の意志と国家の意志を結合し、個人の自由と社会秩序のバランスを強調する理念に基づいて「特色」のある社会主義国家である。だから異なる理念が法律に浸透して体现される宗旨も異なる。例えば、資本主義の会社法は絶対的な利益とそれに対応する高度な自治秩序を体现しているが、中国「特色」のある社会主義の会社法は、自治と制約が併存し、持続的に自己調整と発展することを体现している¹⁸。最後に、上述したように、現代企業制度の建設は国有企業改革を先導しているが、改革の実践によると、現代企業制度は国有企業の専属品ではないことが明らかになった。だから中国「特色」は普遍性にもある。第2回審議の過程において、「中国特色のある現代企業制度を完備する」という宗旨を追加され、「特色」は一般商事会社にも準用できる立場を表明した¹⁹。現代企業制度を「中国特色」に賦与する目的²⁰は、中国企業の実践に立脚して形成された一連の会社制度を核心とする財産権が明晰で、権利と責任が明瞭で、政府と企業が分離し、科学的な管理する企業制度を完備することを意味している。「企業家精神」とは、よく公認されるのは革新を核心とする精神的な特質の組み合わせであり、その中にはリスクに対する態度なども含まれている²¹。また、企業は環境から独立して存在することはできず、現代の企業家精神は経済分野に限らず、環境意識と企業の社会的責任意識を持つべきだと考える学者もいる²²。「企業家精神」は時代の変化に伴い、その内容が拡充されつつある精神であり、経済市場の活力を体现している。そのため、第2回審議で「企業家精神」を促進することは、時代に即した改革であり、中国の特色を体现した。

第3回審議は、第2回審議の改正理念に完全に賛成し、新たな意見や提案は出さなかった。

第4回審議では、利害関係者の例として「従業員」のキーワードを追加された。会社・株主・債権者の合法的な權益を保護するのはもちろん、それ以外に「従業員」の權益も保護しなければならないという宗旨も明らかになった。従業員は会社が経営活動を従事するために不可欠な力であり、

従業員の誠実な労働、勤勉な職責と自覚的な革新がなければ、会社事業の隆盛と繁栄はあり得ない。『新会社法』では第1条のほか複数の条文を用いて、従業員の利益を保護する制度を体系的に設計している。例えば、第16条の「法律に基づいて従業員と労働契約を締結する」。第17条の「従業員組合又は従業員代表大会を設立する」。第68条、第76条、第121条、第130条の従業員は取締役会、監査役会または審計委員会への参加制度等。いずれも『会社法』による従業員の合法的な権益の保護を体现している。『新会社法』第1条は宣示的な条項として、「従業員」の合法的な権益の保護を強調し、法全体を支配する意義がある。『中華人民共和国憲法』は中国の根本的な法律であり、いかなる法律も憲法に背いてはならないため、第4回審議草案において、第1条の条文の最後に、「憲法に従う」を追加した。

『現行会社法』は前4回の審議過程の理念を継

承し、最終的に第4回審議草案の検討結果をもって、『新会社法』第1条の条文内容とした。

『会社法』第1条の立法過程に関する研究によると、立法機関が中国の立場と中国の道を堅持することを十分に理解できたと考えられる。また、中国『会社法』の歴史プロセスにおける問題点を十分に把握し、将来の社会発展における中国『会社法』の役割を十分に洞察することができる。『会社法』第1条の条文を解説することにより、『新会社法』における企業は、単なる営利目的ではなく、利益関係者の利益も考慮していることがわかる。そのため、『新会社法』における現代企業は企業の社会的責任の機能を持っていると指摘されている²³。同時に、現代企業に企業の社会的責任の機能を賦与することは、経済の質の高い発展を促進することができ、『新会社法』の核心原則の一つであると指摘する学者もいる²⁴。

二 企業の社会的責任

1. 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

表 3

『現行会社法』	『新会社法』
第5条第1項 事業活動に従事する会社は、法律および行政規範を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。	第19条 事業活動に従事する会社は、法律・法規を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない。 第20条 事業活動に従事する会社は、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。 国は会社が社会福祉事業活動に参加し、社会的責任報告書を発行することを奨励する。

『現行会社法』と『新会社法』の中に、企業の社会的責任に関する条文は上記表3のように規定している。『現行会社法』第5条の内容は、実際に2005年の『会社法』第3回目改正で確定されたものである。初めて企業の社会的責任を『会社法』に書き込んだが、企業の社会的責任を立法することは中国の社会主義『会社法』の大きな特色であり、中国の立法機関が世界の会社法に大きな貢献をしていると指摘している学者がいる²⁵。

企業の社会的責任を立法することは、企業の社会的責任を強化するため、立法機関の意図を体现しているが、立法機関が漏れなくすべてを網羅する「企業の社会的責任法」を制定する必要はない。集中式立法を実現するには、過酷な工事である²⁶。逆に、企業の社会的責任を立法することは徐々に改善される過程でなければならない。そして、中国既存の企業の社会的責任に関する法律条文は異なる部門法の中に分散し、『会社法』の中

に企業の社会的責任の原則を法律化し、各部門の法律を統一的に計画し、それに基づいて徐々に改正・追加・統合を行うことが、中国の現在の立法システムに合致する。『現行会社法』全体の構造から見ると、企業の社会的責任条項を『会社法』総則に位置付けることは妥当な考慮である。

2005年『会社法』改正以降、この立法モデルを継続してきた。2006年の『パートナー企業法』²⁷第7条では、条項の最後に「企業の社会的責任を負わなければならない」ことも書き込んだ。この2つの企業に関する法律が企業の社会的責任を規定しているほか、一部の部門法にも同様な条項が存在する。例えば、『食品安全法』第4条第2項²⁸、『観光法』第6条²⁹などは、経営者が各分野で企業の社会的責任を負うことを要求している。その後、重要なのは『中華人民共和国民法典』の公布であり、その中に民法総則第86条に再び企業の社会的責任の規定が強調された。『民法典』第86条は、「営利法人は経営活動に従事し、商業道德を遵守し、取引の安全を維持し、政府と社会の監督を受け入れ、企業の社会的責任を負わなければならない」と規定している。形式的に見ると、当該条項の内容はあまり変わらず、『現行会社法』の踏襲³⁰である。同時に負担主体を「会社」から「営利法人」に変更し、営利法人が経営活動に従事する過程で、企業の社会的責任を負わなければならないことを明確にした。理論的には、営利法人が追求する出資者利益の最大化は、『会社法』では株主中心主義と表現され、両者の表現に大きな違いはない³¹。営利法人に対し

て企業の社会的責任の規定も、『会社法』における「株主と企業の利益を最大化する商事経営問題」の議論³²を踏襲している。商業道德、実際には参考になる明確な範囲がなく、商業における基本的な道德と規範であると理解すれば良い³³。取引の安全を守ることは、商法体系の重要な構成部分であり、重要な商法原則の一つである。『現行会社法』と比べて、「法律および行政規範を遵守する」ことは一般的な意味での法律責任であり、「社会道德、信義誠実の原則を守る」ことは民法体系の中で公序良俗と信義誠実原則の内容である。上述の内容を削除され、「商業道德と取引安全の維持」などの商法価値原則のみを保留し、『民法典』第86条における「営利法人」の社会的責任に定義された内包は主に：営利法人の商業行為が商業基本道德と商法体系に違反してはならない内在価値を体现している³⁴。

『現行会社法』第5条第1項から『民法典』第86条、さらに『新会社法』への変遷は中国特色のある法制度の発展変革を体现し、一般法と特別法の相互補完も体现している。

『新会社法』は『現行会社法』第5条第1項の内容を2つの条文に分解した。第19条は、同じ内容を引き続き要求した。第20条第1項は企業の社会的責任条項を大幅に充実した。「会社は当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮する」内容が追加された。第2項には、「会社が社会公益活動への参加と社会的責任報告書の開示」の提唱的な規定が新たに追加された。

2. 四回の審議草案から見た立法過程

表 4

第1回 審議草案	第2回 審議草案	第3回 審議草案	第4回 審議草案
第18条 事業活動に従事する会社は、法律および行政規範を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない。	第19条 事業活動に従事する会社は、法律および行政規範を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない。	第19条 事業活動に従事する会社は、法律・法規を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない。	第19条 事業活動に従事する会社は、法律・法規を遵守し、社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守り、政府および公衆の監督を受け入れなければならない。

第 19 条 事業活動に従事する会社は、法律・法規から規定されている義務を従った上で、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮して、社会的責任を負わなければならない。 国は会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告書を開示することを奨励する。	第 20 条 事業活動に従事する会社は、法律・法規から規定されている義務を従った上で、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮して、社会的責任を負わなければならない。 国は会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告書を開示することを奨励する。	第 20 条 事業活動に従事する会社は、法律・法規から規定されている義務を従った上で、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮して、社会的責任を負わなければならない。 国は会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告書を開示することを奨励する。	第 20 条 事業活動に従事する会社は、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮すべき、社会的責任を負わなければならない。 国は会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告書を開示することを奨励する。
---	---	---	---

会社法改正の第 1 回審議では、第 18 条、第 19 条は『現行会社法』第 5 条の内容を分解して、企業の社会的責任に関する内容を第 19 条に入れて充実した。

第 2 回審議では、第 19 条、第 20 条は条文の順序上の調整のみを行った。

第 3 回と第 4 回審議では、条文の言葉遣いにのみ修正した。

企業の社会的責任に関する規定の内容から見ると、『新会社法』第 19 条は、「法律および行政法規」の表現を「法律・法規」に修正し、実質的に会社が法律法規を遵守すべき範囲を拡大した³⁵。会社の経営活動の遵守すべき事項の規定を専門条項として設定し、「法律・法規を遵守する」ことは会社が企業の社会的責任を負う前提と最低基準であることを明確にした。同時に会社の二重属性³⁶も体现しており、株主利益の最大化を図るための経済組織であると同時に社会組織であり、その行為も社会秩序を遵守しなければならない。企業の社会的責任が利益関係を均衡させる調節メカニズムであるという理念を継承している³⁷。「社会道德、商業道德、信義誠実の原則を守る」とは、会社が営利法人資格を持つ社会経済組織として経営活動を行う際に道德的な要求であり、企業の社会的責任の道德的な属性を体现している。

『新会社法』第 20 条は、「企業の社会的責任を負わなければならない」ことを単独の条分にした。まず、列举する方式を通じて、会社は経営活動に従事し、「当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益」を十分に考慮し、利害関係者の範囲を明確に

し、ステークホルダー理論を体现している。企業の社会的責任の本質的な機能は、会社と社会の利益が衝突した場合、ステークホルダーに会社の責任を問う能力を与え、さらに会社の過度な自利行為を制限することによって生じる負の外部性であると指摘している学者がいる³⁸。この観点から見ると、『新会社法』は利益の受け手を従来の株主からステークホルダーにまで広げている。それは、伝統的な株主中心主義の理念を捨てるのではなく、株主中心主義とステークホルダー理論をつなぐ道を提供した。株主中心主義とステークホルダー理論を対立させるのは時代に合わないと考えている³⁹。単純に理論的に株主中心主義またはステークホルダー理論を議論すると、実には 2 つの極端であり、しかも意図的に双方を対立面として衝突性を確立するからである。そのため、『新会社法』には協力主義を導入する必要がある⁴⁰。それで、立法機関が『新会社法』によって、ステークホルダー理論を強化しようとするのがわかる。しかし、ステークホルダー理論を強化することは、会社の取締役が従業員、消費者などのステークホルダーに直接責任を負う必要があるわけではなく、取締役が経営判断を行う時に、ステークホルダーの利益を適切に考慮する必要があることを許可しただけである。従って、それによって経営判断と株主利益の最大化の乖離をもたらし、株主の信義義務に対する違反を構成していないと認められる⁴¹。

『新会社法』第 20 条第 2 項では、「奨励」という表現方式を採用し、社会責任開示の形式・名誉メカニズムを利用して、会社が各種社会公益活動

に積極的に参加することを奨励する提唱的な規定である。この条項は企業の社会的責任の内容に対して具体的な区分をして、1つは行為の拘束力がある義務であり、「ソフトロー」とする義務と一部の道德の義務を含んでいる。その受益者は主に利益関係者、環境と社会公共の利益である。もう1つは行為拘束力がない義務であり、主に提唱性を持つ一部の道德義務を指し、主に社会公益活動を意味している。

3 企業の社会的責任の会社法立法をめぐる学界の論争

企業の社会的責任の会社法立法をめぐる中国商法学界ではこれまでに幅広い研究・議論も行われてきた⁴²。企業の社会的責任の会社法立法については、主に3つの学説に分けられている。

① 立法化肯定説。

すなわち、企業の社会的責任を法律条文に組み入れることを賛成し、世界の会社の立法史における地位を肯定するという説である。そして、中国の法律は会社立法の主流に順応し、企業の社会的責任を引き続き強化すべきだと指摘した上で立法化肯定説は、以下のように強調している。

道德準則は一般的に法律に直接規定されておらず、主に市場、世論、風習などの法律以外の非公式制度に依存している。企業の社会的責任を立法することは、道德的な自発によって明らかに実現できないという消極的な観点で考えられる。法律化とは、立法機関が一定の道德理念と道德規範を用いて、立法手続きを通じて法律的、国家的な意志の形で表現し、規範化、制度化させることを指す⁴³。同様に、企業の社会的責任の法律化は、企業の社会的責任において一部内容を純粹的な道德から切り離し、法律の形で具体的に規範化することである。この論理に基づいて、企業の社会的責任の立法化には国の強制力がある⁴⁴。

上述したように、集中式立法の困難に基づいて、『現行会社法』は分散式立法モデルを採用し、一般的な規定する方式を用いた。具体的な法律、行政規則などの制定及び業界管理規範の健全化を指導する。言い換えれば、この場合、部門規則などが企業の社会的責任の一般的な立法条項を利用

して強制力を獲得することにも合理性がある。企業の社会的責任立法の一般条項に対する理解は『民法典』の信義誠実原則と公序良俗原則の理解を参考にすることができる⁴⁵。

会社の設立は営利を目的とするが、会社の経営は全体的に国家の利益、公共の利益、他人の利益と一致するか、少なくとも衝突しない場合であれば、安定する市場、後続の取引、持続的な発展を実現することができる。だから、会社の利益と株主の利益の最大化を追求する過程で、法律の強制的な制約と規定がなければ、会社の利益と社会の利益の間に最適なバランスがとれることを保証できない⁴⁶。

企業の社会的責任を立法するには、正義と権利濫用を禁止する民商法の原則に合致している。会社は社会組織の一種であり、社会性があり、社会生活の中で重要な役割を果たしている。一方的に会社の営利性を強調することは、環境の破壊、従業員利益の侵害など、多くの社会問題を引き起こすことになる。企業の社会的責任を立法することは、まさに正義の原則を体現して経済制度を調節し、それによってこのような不平等を解消または軽減し、社会構成員の共同发展を重視する。権利濫用の禁止は本質的に法律の私権行使に対する制限を体現し、他人の利益を侵害したら相応の責任を負わなければならない。これは会社の権利濫用の防止と社会的な義務の履行に法的な根拠を提供し、企業の社会的責任を立法することは権利濫用の禁止の具体的な表現である⁴⁷。

② 立法化否定説。

立法化否定説は、企業の社会的責任その概念の存在価値を否定するのではなく、企業の社会的責任の内容を会社法の条文に置くべきではなく、削除すべきであると考えている上で以下のように主張している。

企業の社会的責任は法律の強制的な制約のない宣示的な条項であり、企業の社会的責任を法律の原則とするが、その内包に対して具体的な解釈はなく、その境界がはっきりしないとなって、企業の社会的責任の内包と法律の適用範囲を無限に拡張するのは必然であり、直接あるいは間接的に会

社の営利の本質を弱めて、会社法の本来の基本的な属性に背いた⁴⁸。

企業の社会的責任の立法を通じて、会社の自治管理に深刻な影響を与える。言い換えれば、会社が企業の社会的責任を負う過程は、実に国が社会主義市場経済への介入を強化する過程であり、国が自分で創設した企業の社会的責任を通じて、公共利益を考慮することを目的とすると同時に、政府を通じて会社と社会との関係を調整することは、会社のガバナンスに危害を及ぼすことになる⁴⁹。上記のように、現代企業制度の大きな特徴は企業自治である。この論点は、企業の社会的責任が実には現代企業制度に反しており、企業自治に危害を及ぼすと指摘している。

企業の社会的責任を会社法の明文規定にすることは、本質的に他の法律で規定されている条文と重複の概括であると考えている。なぜなら、『労働法』、『環境法』、『消費者権益保護法』などの法律法規の中には、企業の社会的責任に関する規定があるため、「新しい」法律制度として会社法に組み入れる意味はなく、むしろ司法の判断に影響を与える恐れがあるからである⁵⁰。

異なる企業に対して異なる企業の社会的責任をとるべきであり、一般的な立法を適用すべきではない。異なるタイプの企業は性質、機能、地位などの方面で明らかな違いがあり、社会への影響力もそれぞれ異なっている。そのため、異なるタイプの企業を区別し、その企業の社会的責任について異なる法律規制措置を与える⁵¹。

③ 立法化折衷説

立法化折衷説は、企業の社会的責任の立法する理念を肯定しているが、強制的に実施すべきではないと指摘した上で以下のように強調している。

企業の社会的責任条項は、宣示⁵²的な条項にすぎず、会社法全体に企業の社会的責任を適用する具体的な条文もなく⁵³、実践の中で法律の強制性をとるべきではない。原則として、企業の社会的責任を重視する立法の主旨を体现し、会社の営利目的の維持と会社に企業の社会的責任を要求する間に合理的なバランスを実現することを強調した。会社法全体の構造から見ると、企業の社会的

責任条項を会社法総則に位置付けて、会社法を統率し、重要な指針として、各部門法にも一定の指導作用がある⁵⁴。また、裁判官や弁護士に会社法の解釈を指導し、株主や他社の法律関係当事者に投資や意思決定活動を指導することに重要な現実の意義がある⁵⁵。

法的手段を用いて企業の社会的責任を実行することは、極めて直接的な制約方法であることは間違いないが、企業の社会的責任の立法化は完全に細分化することはできない。つまり、法律上で企業の社会的責任に対する規定は一般的には原則的な規定である。そのため、企業の社会的責任を効果的に実行するには、道德準則によって法律の不足をカバーしなければならない。それで、企業の社会的責任条項の制約性を適度に通じて会社の行為を調整することにより、会社の個人営利と企業の社会的責任の一体的な実現を統合する。だから、企業の社会的責任の自発性はイコール任意性ではなく、企業の社会的責任の制約性はイコール強制性でもない⁵⁶。その代わりに、各分野の関連規則などによって、「法律のハードな制約と道德のソフトな制約を同時に発揮する」⁵⁷、つまりソフトローの形式で実施される。もちろん、立法化は、企業の社会的責任の履行に対する制約性は依然として一般的な道德制約より強い。

企業の社会的責任の立法過程に関する研究を通じて、以下のようにまとめることができる。『新会社法』において、企業の社会的責任を独立な条文に特定し、具体的な内容も拡充した。それは、立法機関が立法化肯定説への賛成を体现している。内容から見ると、ステークホルダー理論と奨励などを導入することは企業の社会的責任の「ソフトロー」属性と道德属性を体现している。つまり、立法機関が立法化折衷説の理論を参考したと判断できる。同時に、会社法第1条の内容を振り返ると、「従業員の合法的な権益を保護する」ことは立法の目的の一つとしたのは、企業の社会的責任を立法するために基礎を築いたと言える⁵⁸。

第三章 会社の監査機関

一 有限責任会社の監査機関

(1) 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

1) 審計委員会の設置（第 69 条新規条文）

会社組織機構の設置に関して『新会社法』の重大な革新は、『現行会社法』の中で取締役会・監事会という二重制の会社統治構造を突破し、会社が条件付きで審計委員会設置会社か監事会設置会社かを選択できるようにしたことにある⁵⁹。

『新会社法』は、有限責任会社の審計委員会の設置について下記のように規定している（第 69 条・新規条文）監事会

有限責任会社は、会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使し、監事会または監事を設置しない。会社の取締役会の従業員代表は審計委員会の構成員になることができる。

『新会社法』が『現行会社法』を突破した強制的な二重制会社統治構造に関する原因は、中国の実践における会社統治構造の運営効果の悪さと関係がある。中国会社の監事会の監査機能は非常に限られており、上場会社の会計不正、虚偽陳述などの不祥事にしても、取締役・高級管理者の違法関連取引などの諸問題にしても監事会の監督機能はほとんど機能していない⁶⁰。これは、監事会が中国の会社の実践の中で監督機能を発揮することが難しく、監事会の設置は会社の管理コストを増加させるだけでなく、会社の監査機関の形骸化を

形成し、会社の監査機関改革の必要性を強く示している⁶¹。

会社の監事会の苦境に直面して、『新会社法』は会社の監督機関に重大な改革を行い、社内の監督力を再配置した。制度革新は以下のように2つの方面に現れている⁶²。第一に、取締役会の審計委員会を導入し、有限責任会社と株式会社を区別してそれぞれ監査役会の選択的設置を認めた。第二に、存続する可能性のある監査役会に対して、その法的地位と職権をさらに強化した。『新会社法』は、会社により大きな私的自治権を与え、会社に取締役会の審計委員会を選択できることを認めながら、監事会制度を残している会社に最適な制度供給を提供した。このような構造的な変革は、世界各国のコーポレートガバナンス構造が取締役会の審計委員会への融合傾向に合致し、中国の会社法が直面している制度背景の違いと既存の経路依存も明らかになった。

2) 監査役の設置（第 83 条改正条文）

第 83 条（改正条文）は、小規模有限責任会社の監事会および監事の設置に関する規定であり、有限責任会社の監査機関を簡易化したものである。本条の規定では小規模有限責任会社または株主の人数が少ない有限責任会社は、監事会を設置せず、1 名の監事を設置できるし、また株主全員の合意により、監事を設置しなくてもよい。『新会社法』が監事を設置しないことを認めたのは『新会社法』の規制緩和の特徴の一つである⁶³。

表 5

『現行会社法』	『新会社法』
第 51 条第 1 項 有限責任会社は監事会を設置し、その構成員は 3 人を下回ってはならない。株主の人数が少ない、または規模が小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、1-2 名の監事を設置できる。	第 83 条（改正条文） 規模が小さい有限責任会社は監事会を設置せず、1 名の監事を設置でき、本法に規定される監事会の職権を行使する。 株主全員の合意により、監事を設置しなくてもよい。

3) 監事会の設置（第 76 条改正条文）

第 76 条（改正条文）は有限責任会社の監事会の設置及び監事の選任に関する規定である。有限責任会社にとって監事会が必設機関ではないが、

監事会を設置する場合に、第 76 条（改正条文）により監事会を設置し、監事会は、3 名以上の構成員で構成する。また、監事の独立性を保証し、監事と被監督者の利益関係を回避するために取締

役・上級管理職が監査役を兼任してはならないことも規定されている。

表 6

『現行会社法』	『新会社法』
第 51 条 有限責任会社は監事会を設置し、その構成員は 3 人を下回ってはならない。株主数が少ない、または規模が小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、1-2 名の監事を設置できる。 監事会は株主代表と適切な割合の従業員代表を含み、その中の従業員代表の割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款によって規定する。監事会における従業員代表は、従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式で民主的な選挙を通じて選出される。	第 76 条（改正条文） 有限責任会社は、監事会を設置し、本法第 69 条、第 83 条に別途規定がある場合を除く。 監事会は、3 名以上の構成員で構成する。監事会は株主代表と適切な割合の従業員代表を含み、その中の従業員代表の割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款によって規定する。監事会における従業員代表は、従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式で民主的な選挙を通じて選出される。

二 株式会社の監査機関

(1) 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

1) 審計委員会の設置（第 121 条・新規条文）

『新会社法』は、株式会社の審計委員会の設置について下記のように規定している（第 121 条・新規条文）。株式会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使することができる。監事会又は監事を設置しない（1 項）。

審計委員会の構成員は 3 人以上で、過半数の構成員は会社で取締役以外の職務を兼任してはならず、会社と独立して客観的判断に影響を与える可能性のある関係を持つてはならない。会社の取締役会構成員における従業員代表は審計委員会の構成員になることができる（2 項）。

第 121 条は『新会社法』の新規条文であり、今回の改正法がコーポレートガバナンスの方面で最も代表的な制度革新の一つでもある。本条第 1 項では、株式会社は定款の規定に従って取締役会に審計委員会を設置して監事会に代わって監事会の職権を行使することができる」と規定している。この規定に基づいて、法律は会社定款が株式会社が審計委員会を設立するかどうか、およびどのようこの委員会を構成し、管理するかを自主的に決定することを認めた。この柔軟性により、企業は規模、性質、業界のさまざまなニーズに応じて審計委員会の具体的なルールとプログラムを制定することができる⁶⁴。審計委員会制度は、英米会社法の産物として、コーポレートガバナンスにおい

て重要な役割を果たすことができ、その主な役割は、下記の通りである。①財務報告書を監査する。審計委員会は、企業の財務報告を監査し、正確で信頼性を確保し、財務報告基準に適合するように責任を負う。これは、これらのレポートに依存して投資や意思決定を行うため、企業の株主や他のステークホルダーを保護するのに役立つ。②財務管理を監督する。審計委員会は、企業の資産が適切に管理され、保護されるようにするための内部統制システムを含む企業の財務管理を監督する。③コンプライアンスを監督する。審計委員会は、法的なリスクを低減し、潜在的な法的問題を防止するために、企業が適用される法規と政策を遵守することを保証する。(4) リスクを管理する。審計委員会は、企業の財務に関連するリスクを評価し、企業がこれらのリスクを低減するための適切な措置を講じるのを支援する。(5) 独立な意見を提供する。審計委員会の構成員は、会社の財務状況が適切に評価されるように独立した客観的な監査意見を提供しなければならない⁶⁵。

第 121 条第 2 項はまた、審計委員会が本法に規定された監事会の職権を行使することを明確に規定しており、これは審計委員会が監事会に類似した職責と権力を持っていることを意味する。監事会は、『現行会社法』において、会社の財務報告の監査、会社の財務管理の監督などを含むコーポレートガバナンス構造の中で独立した監督機関として機能してきたが、『新会社法』では、会社が監事会を設立するかどうかを柔軟に決定すること

ができるようになった。本項の規定に基づいて、株式会社は監事会を設立せず、これらの監督機能と職権を審計委員会に任せて履行することもできる。このような配置は、社内のガバナンス構造の多様性を強調し、企業が特定のニーズと状況に基づいてどのように監督責任を効果的に履行するかを決定できるようにした。会社が審計委員会を設立することを選択しても監事会を設立することを選択しても、独立性と専門知識を確保して、その監督職責を履行し、会社と株主の利益を保護しなければならない。

第121条第2項は、審計委員会の規模と委員会構成員の要求に対する規定である。この規定によると、審計委員会の構成員は会社の取締役で構成され、少なくとも3人でなければならない。これにより、多方面の監督の独立性が確保される。また、審計委員会は会社の内部統制システムを監督する責任も負っているため、審計委員会の構成員は独立して客観的で、他の職務の影響を受けず、効果的にこの職責を履行できるようにしなければならない。彼らは内部統制の有効性に集中し、会社の資産が適切に保護されるように独立した意見を提供しなければならない。そのため、本項では、過半数の審計委員会構成員は取締役以外の職務を担当してはならず、会社と独立した客観的な判断に影響を与える可能性のある関係、例えば、大株主との親族関係、または会社とその他の利益関係を持つてはならないと規定している。内部統制は詐欺や不正行為を予防する重要な手段であり、審計委員会の存在はこの方面の監督強化に役立つ。本項はさらに、会社の取締役会構成員の中の従業員代表は審計委員会構成員になることができ、一方でこれは審計委員会構成員の選任範囲に対する正面からの承認であり、つまり取締役会構成員の中の従業員代表は審計委員会構成員の選任範囲から除外されず、審計委員会の権限の独立性をよりよく保証し、その監査監督範囲を会社の一線の生産経営段階により深く沈めることができるようにするために、会社が従業員代表を審計委員会の構成員に選出するように誘導する立法の傾向的な誘導である可能性もある⁶⁶。

2) 監事の設置（第133条・新規条文）

『新会社法』は、株式会社の監事の設置について下記のように規定している（第133条・新規条文）。

規模が小さい又は株主人数が少ない株式会社は、監事会を設置せず、監事1名を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使することができる。

本条は『新会社法』の新規条文であり、規模が小さい会社や株主数が少ない株式会社に監事会を設立することをより柔軟性がある。本条の規定に基づいて、会社は監事会を設置せず、1人の監事だけを設立することができ、この監事は本法で規定された監事会の職権を行使する。この規定は、異なる会社のガバナンスのニーズに対応し、特に小規模または株主が少ない株式会社のニーズを満たすためである⁶⁷。

本法の原則的な規定に基づいて、株式会社は会社の合法的な運営、株主権益の保護及びコーポレートガバナンスの有効性を確保するために監事会を設立しなければならないが、規模が小さい会社や株主数が少ない会社では、完全な監事会を設立するのは煩雑で高価だと思われる可能性がある。これらの状況に対応するために、本条では、株式会社が監査制度を留保した上で、監事会の職責を1人の監事に集中させ、ガバナンスの負担を軽減するとともに、監事会の職責を十分に履行することができるようにする。小規模株式会社では、監事は監事会の代表であり、経営陣の冗長性を減らし、会社の行政負担を軽減するのに役立つ。これは、経済的により実行可能性が高いだけでなく、企業の規模や複雑さにも適応することができる⁶⁸。

3) 監事会の設置（第130条・改正条文）

監事会の設置において、『新会社法』は重大な制度突破を行い全体として選択制の機構設置システムを確立し、会社自身が実際の状況に基づいて監事会を設立するかどうかを決定することを認めた。本条は監事会に関する一般規定として、会社が監事会の設立を選択した場合、本条及び本節の他の条文の規定に従って監事会が関連職権を行使

しなければならないと規定している。

第 130 条第 1 項は、株式会社が監事会を設立すること、すなわち監事会が必要な機関であることを規定している。本項ではさらに本法第 121 条第 1 項、第 133 条に別途規定がある場合を除くという但書を設けている。『新会社法』第 121 条、第 133 条はそれぞれ株式会社に對して審計委員会を設置し、及び規模が小さい株式会社は監事会を設置せずに監事 1 人だけ設置することができるという規定であり、本条に新たに追加された但書もこの 2 つの内容と相互に対応し、特殊な場合には株式会社は監事会を設置しないことができると規定している。

第 130 条第 2 項では、まず監事会構成員の人数を規定し、監事会構成員が 3 人以上を要求し、さらに監事会における従業員代表の割合と選挙手順を規定した。この規定に基づき、監事会は株主代表と会社従業員代表から構成されなければならない、その中で、従業員代表の割合は 1/3 を下回ってはならず、会社定款は 1/3 以上で具体的な割合を規定することができる。監事会における従業員代表は従業員民主選挙によって選出され、民主選挙の方式には従業員代表大会、従業員大会、またはその他の形式が含まれる。このような規定は従業員の権益保護をより重視し、従業員の会社の利害関係者としての主体的な地位を強化した。

表 7

『現行会社法』	『新会社法』
第 117 条 株式会社は監事会を設置し、その構成員は 3 人を下回ってはならない。 監事会は株主代表と適切な割合の従業員代表を含み、その中の従業員代表の割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款によって規定される。監事会における従業員代表は、従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式で民主的な選挙を通じて選出される。	第 130 条 株式会社は監事会を設置し、本法第 121 条第 1 項、第 133 条に別途規定がある場合を除く。 監事会の構成員は 3 人以上とする。監事会は株主代表と適切な割合の従業員代表を含み、その中の従業員代表の割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款によって規定される。監事会における従業員代表は、従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式で民主的な選挙を通じて選出される。

(2) 四回の審議草案から見た立法過程

『新会社法』の立法過程において中国の立法機関は、監事会強化説、監事会廃止説、監事会と独立董事の併存説および監事会・審計委員会の二者択一説の立場に沿って立法作業を進めてきたと考えられる。そして中国の立法機関は、有限責任会社・株式会社の監査機関に関して基本的に監事

会・審計委員会の二者択一説の立場の意見を取り入れて立法作業を進めてきたとも考えられる。以下では立法過程の検討という視点から有限責任会社の審計委員会の設置（第 69 条新規条文）と株式会社の審計委員会の設置（第 121 条・新規条文）を検討していく。

1) 有限責任会社の審計委員会の設置（第 69 条新規条文）

表 8

第 1 回 審議草案	第 2 回 審議草案	第 3 回 審議草案	第 4 回 審議草案
第 64 条 有限責任会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、会社の財務及び会計を監督し、会社定款に定めるその他の職権を行使することができる。取締役会に審計委員会を設置する有限責任会社は、監事会または監事を設置しない	第 69 条 有限責任会社は、会社定款の規定に従い、取締役会に審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使し、監査役会または監査役を設置しない。	第 69 条 有限責任会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使し、監事会または監事を設置しない。	第 69 条 有限責任会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使し、監事会または監事を設置しない。 会社の取締役会の従業員代表は審計委員会の構成員になることができる。

まず、第1回審議草案第64条（監査役会・審計委員会の二者択一説）は、有限責任会社の審計委員会の設置について「有限責任会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、会社の財務及び会計を監督し、会社定款に定めるその他の職権を行使することができる。取締役会に審計委員会を設置する有限責任会社は、監事会または監事を設置しない」と規定している。

2) 株式会社の審計委員会の設置（第121条・新規条文）

表9

第1回 審議草案	第2回 審議草案	第3回 審議草案	第4回 審議草案
第125条 株式会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会などの専門委員会を設置することができる。審計委員会は会社の財務及び会計を監督し、定款に規定されるその他の職権を行使する。審計委員会を設置し、他の構成員の過半数が非執行役員である株式会社は、監事会または監事を設置しない。	第121条 株式会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、審計委員会を設置し、本法に規定される監査役会の職権を行使することができる。監事会または監事を設置しない。 前項に規定された審計委員会は3人以上の取締役で構成され、独立取締役は過半数を占めなければならない、少なくとも1人の独立取締役は会計専門家である。 独立取締役は会社で取締役以外の職務を担当してはならず、会社と独立して客観的判断に影響を与える可能性のある関係を持つてはならない。	第121条 株式会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監査役会の職権を行使することができる。監事会または監事を設置しない。 審計委員会の構成員は3人以上で、過半数の構成員は会社で取締役以外の職務を兼任してはならず、会社と独立して客観的判断に影響を与える可能性のある関係を持つてはならない。会社の取締役会構成員における従業員代表は審計委員会の構成員になることができる。	第121条 株式会社は会社定款の規定に従い、取締役会に、取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定される監査役会の職権を行使することができる。監事会または監事を設置しない。 審計委員会の構成員は3人以上で、過半数の構成員は会社で取締役以外の職務を兼任してはならず、会社と独立して客観的判断に影響を与える可能性のある関係を持つてはならない。会社の取締役会構成員における従業員代表は審計委員会の構成員になることができる。

まず、第1回審議草案125条（監事会・審計委員会の二者択一説）は、株式会社の審計委員会の設置について「会社定款の規定により董事会の中で董事からなる審計委員会等の専門委員会を設置することができる。審計委員会が会社の財務・会計に対する監督を行い、会社定款所定の職権も行使する（1項）。審計委員会を設置し、なおかつその構成員の過半数が非業務執行董事である株式会社は、監事会あるいは監事を設置しない。審計委員会の構成員は、会社の経理または会計責任者を担当してはならない（2項）」と規定している⁶⁹。

さらに第2回審議草案では「前項に規定された審計委員会は3人以上の取締役で構成され、独立取締役は過半数を占めなければならない、少なくと

さらに第2回審議草案と第3回審議草案ではほぼ条文の変更なしで第64条から第69条への条文順序の調整のみが行われた。

最後に第4回審議草案では、「会社の取締役会構成員における従業員代表は審計委員会の構成員になることができる」と条文の内容が追加されたが、結局、第4回審議草案では条文の変更なしで『新会社法』第69条の規定となった。

も1人の独立取締役は会計専門家である。独立取締役は会社で取締役以外の職務を担当してはならず、会社と独立して客観的判断に影響を与える可能性のある関係を持つてはならない」と条文内容の追加したほか第125条から第121条への条文順序の調整も行った。

最後に第3回審議草案では、会社の取締役会構成員における従業員代表は審計委員会の構成員になることができると条文の内容が追加された。結局、第4回審議草案では条文の変更なしで『新会社法』第121条の規定となった⁷⁰。

三 監事会の存否をめぐる学界の論争

中国では近年会社の数が大幅増加しており、現在既4800万社余りに達している。他方、粉飾決

算・会計不正など企業不祥事も多発している⁷¹。これまでの検討ですでに明らかになったように中国会社法が1994年7月1日に施行されてから5回の改正が行われ、特に2005年および2013年の改正では会社定款による私的自治を認める任意規定の増加、会社設立の準則主義の容認および最低資本金規制の撤廃など歴史的な大改正が行われていた。しかし、会社の統治機構に関する会社法の本格的な改正が行われていなかったために会社の機関設計のあり方、特に監査役会の存否をめぐる議論は、六回目の会社法改正の一つの争点となっている⁷²。中国においては今、会社の統治機構に関連する学界の論争は、主に監査役会の存否を中心に展開されている。様々な学説があるが、主要的な見解は、以下のとおりである。

(1) 監事会強化説

監事会強化説は監事会の無機能化の問題を認めるものの、監事会の独立性の強化や社外監査役の導入、監事会の独立の財務支配権の強化などで経営者に対する監事会の監査機能を改善し、監事会の存続を引き続き認めるべきである以下のように主張する⁷³。

三権分立という企業統治の枠組みのもとでは監事会は、もっとも無用な機関で法的な単に飾り物過ぎず経営者に対する監査機能をほとんど果たしていないと監事会の無機能化の問題を認めた上で以下のように監事会の無機能化の原因を分析し、その改善策を検討している。監事会強化説は、監事会の無機能化の原因について以下のように分析されている。会社法は理念上、会社の監督制度を設計したが、会社の実際運営における監事会の行動問題について配慮してないのである。つまり、会社の監事会には、監督行動を実施するのに十分な動機、能力および激励が事実上欠けていると言える⁷⁴。監事会強化説は、監事会の独立性の欠如問題について以下のように説明している。

1) 現行法では監事会は、株主代表の監事と従業員代表の監事の両方で構成されなければならない。株主代表の監事は、資本多数決・一株一議決権の会社法規定のもとでは大株主の議決権の行使により選出され、大株主の代表になる。会社にお

いては実際、大株主が直接に董事長・総経理が兼任するケースも多い。そのために株主代表の監事が大株主、董事長・総経理の行動を監視監督することは不可能ではないが、非常に困難なことであろう⁷⁵。

2) 従業員代表の監事は、従業員の選挙によって選任されるが、会社に雇われて会社との関係が雇用契約関係にある。従業員代表の監事にとっては雇用契約関係の維持、給与状況、出世などは、すべて企業を支配下にする大株主、董事長・総経理に左右されるだろう。そのために従業員代表の監事も大株主、董事長・総経理の行動を監視監督することは不可能ではないが、非常に困難なことであろう⁷⁶。

3) 監事会強化説は、監事会の独立性の欠如問題の改善策として監事会における社外監事の導入を以下のように提案する⁷⁷。監事会における社外監事の導入の目的は、大株主の監事会に対する支配的な影響力に対抗し、株主代表の監事の利益をバランスに取りながら従業員代表の監事の立場上の弱さを補強するところである。監事会における社外監事の導入によって監事会における人事的構成は、株主代表の監事と従業員代表の監事と社外監事という「三三制」のバランスのとれた制約的構造を形成する。ある意味では、株主代表の監事は、大株主の利益を代表し、従業員代表の監事は、従業員の利益を代表する傾向性があるが、それも容認できることであろう。中小株主・債権者などの利益を代表するのは、社外監事しかない。社外監事は、会社・株主代表の監事・従業員代表の監事とはいかなる感情的・利益的葛藤を有してはならず、監事会における社外監事存在は、大株主の監事会に対する支配的な影響力を抑制し、董事・総経理に対して独立的に監督的見解を表明できると期待されるだろう。

(2) 監事会廃止説

監事会廃止説は、2005年の会社法改正で監事会の構成や監査権限も大幅に強化されてきたが、監事会は、単に飾り物過ぎず経営者に対する監査機能をほとんど果たしていないと以下のように強調している⁷⁸。

数十年間の企業統治の実践では監事会という法定監督機関が会社の監督機能を果たすことができないことは既に証明された。また、大陸法・日本法から移植されてきた監事会制度がドイツ・日本においても度々その機能不全・失敗を経験していたのみならず、中国の企業統治に適応できないために監事会に対する部分的な改革は既に意味がなくなり、抜本的な法改正を行う必要がある。さらに監事会の有名無実化（無機能化）は、企業統治コストの浪費をもたらすのみならず会社監督が万事良しの虚像や麻痺効果を与えている。それは、法定監督機関の位置を独り占めてその他の監督機関の導入を阻害している⁷⁹。

監事会廃止説は、結論として監事会を徹底的に廃止させること、または段階的な改善策として会社が任意的に選択できる監査機関になることは、中国の企業統治の改革の突破口となり、望ましい選択であると強調する⁸⁰。

(3) 監事会と独立董事の併存説

監査役会と独立董事の併存説は、現行法では董事会と監事会の両方の設置を認めているし、会社法も独立董事を規定しているため、監事会と独立董事の併存は、柔軟性のある企業統治を有すると強調する。また、中国における企業統治の現状に配慮して会社法 123 条では上場会社は、独立董事を置き、具体的規則は国務院が定めると規定している。それは、株式会社の企業統治の基本的枠組みを維持しながら独立董事を置く上場会社の客観的現状にも配慮している。このような処理方法は、会社の実務に適応でき、柔軟性のある会社制度であるという⁸¹。

(4) 監事会・審計委員会の二者択一説

監事会・審計委員会の二者択一説では以下のようその理由について述べられている。会社定款の規定で自由に監事会設置か董事会における審計委員会設置を選択できるよう会社法改正で認めるべきである⁸²。その二つの選択肢とは、下記の現行法上の監事会設置会社と審計委員会設置会社の新設案である。

審計委員会の設置を選択する会社は、ある程度の運営を経過した場合に審計委員会の設置をその

ままに維持することもできるし、会社定款変更で監事会設置へ変更することもできる。逆の場合は同様な方法で自由に選択・変更することができる。なぜならば、立法機関ではなく会社当事者自身こそ、どのような企業統治・監督機関が会社自身の経営実態にもっとも相応しいかを理解でき、判断できるからであろう（コースの定理）。監事会・審計委員会は、共に市場経済体制の国家に誕生した制度であり、それぞれ独自の法律・歴史・文化・社会背景を持っているためにその優劣を判断することは非常に困難であろう⁸³。立法機関の天職は会社および株主にはより多くの法的選択肢を提供することであり、会社および株主の私的自治を制限、塞ぐすべきではない。また、中国証監会と上場会社の努力で独立董事制度も整備されており、数多くの投資家による理解・支持も得られている。そのためには独立董事制度の全面廃止も監事会の全面廃止も立法機関にとって賢明な選択ではないという⁸⁴。

結局、中国の立法機関は、有限責任会社と株式会社の監査機関について主にこれまでに検討した監事会強化説および監事会・審計委員会の二者択一説の立場に沿って立法作業を進めてきたと考えられる。

第四章 上場会社・国有独資会社の 監査機関に関する特別規定

一 上場会社の監査機関

(1) 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

『現行会社法』では独立取締役に関して上場会社は独立取締役を設置し具体的な方法は国務院が規定する（第 122 条）と原則的な規定を定めているのに対して『新会社法』は下記のように具体的な条文を規定している。上場会社は独立取締役を設置し、具体的な方法は国務院証券監督管理機構が規定する。上場会社の会社定款は本法第 95 条に規定される事項を明記するほか、法律、行政規範の規定に基づいて取締役会専門委員会の構成、職権と議事規則及び取締役、監事と高級管理者の報酬と考査仕組みなどの項目を明示しなければな

らない（第 136 条）。第 137 条は上場企業が取締役会に審計委員会を設置する場合、取締役会は以下の事項について決議を行う前に審計委員会の全構成員の過半数を経て採択しなければならない⁸⁵と規定している。

- (1) 会社の監査業務を請け負う会計士事務所の招聘、解任；
- (2) 財務責任者の招聘、解任；
- (3) 財務会計報告の開示；
- (4) 国務院証券監督管理機構が規定するその他の事項。

第 136 条は、上場会社が独立取締役を設置する特別規定であり、第 137 条は、上場企業の審計委員会の職務権限に関する規定である。第 137 条の主要な目的は、会社の財務報告及び監査業務が独立、公正、透明的に行われることを確保すること

1) 国有独資会社と国家出資会社

で投資者の權益を保護し、市場秩序を維持し、企業統治のレベル向上を図ることである⁸⁶。

二 国有独資会社の監査機関

(1) 『現行会社法』と『新会社法』の条文対比

『新会社法』は、国有企業改革の成果を深く総括し、『現行会社法』の国有独資会社単独の節をベースに、「国家出資会社組織機構の特別規定」の単独の章を設け、国家出資会社の組織機構に関する特別規定を規定している⁸⁷。

第一に『新会社法』は、国家出資会社とは、国家が出資する国有独資会社、国有資本持株会社を指し、国家が出資する有限責任会社と株式会社を含むことを下記のように規定している（第 168 条）。

表 10

『現行会社法』	『新会社法』
第 64 条 国有独資会社の設立と組織機構は、本節の規定を適用する。本節に規定がない場合は、本章第 1 節、第 2 節の規定を適用する。 本法でいう国有独資会社とは、国が単独で出資し、国務院または地方人民政府が本級人民政府の国有資産監督管理機構に権限を与えて出資者の職責を履行する有限責任会社を指す。	第 168 条 国家出資会社の設立と組織機構は、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合は、本法のその他の規定を適用する。 本法でいう国家出資会社とは、国が出資する国有独資会社、国有資本持株会社を指し、国が出資する有限責任会社、株式会社を含む。

第二に、『新会社法』は国有企業に対する中国共産党の指導を明確にし、党組織が方向、大局を管理し、実行を保証する指導的な役割を保証するために「国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に基づいて指導的な役

2) 国家出資会社における中国共産党の組織

割を発揮し、会社の重大経営管理項目を研究・討論し、会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する」と規定している（第 170 条新規条文）⁸⁸。

表 11

『現行会社法』	『新会社法』
規定なし	第 170 条（新規条文） 国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的役割を発揮し、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する。

第三に、『新会社法』（第 176 条）は、党中央の国有企業改革に関する政策決定と配置を実行し、国有独資会社の取締役会の機能を強化し、国有独

資会社の監事会を廃止し、取締役会に取締役からなる審計委員会を設置して監事会の職権を行使できることを認め、国有独資会社の取締役会構成員

のうち外部取締役が過半数を占め、会社の従業員 代表が必要であることも認めた⁸⁹⁾。

3) 国有独資会社の取締役会における審計委員会

表 12

『現行会社法』	『新会社法』
第 70 条 国有独資会社監事会の構成員は 5 人を下回ってはならない。そのうち従業員代表の割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款に規定する。 監事会の構成員は国有資産監督管理機構に委任される。ただし、監事会における従業員代表は、従業員代表大会によって選出される。監事会議長は、監事会構成員から国有資産監督管理機構が指定する。 監事会は、本法第 53 条第 1 項から第 3 項に規定する職権及び国务院が規定するその他の職権を行使する。	第 176 条 国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使する場合、監事会または監事を設置しない。

(2) 四回の審議草案から見た立法過程

1) 国家出資会社における中国共産党の組織

表 13

第 1 回 審議草案	第 2 回 審議草案	第 3 回 審議草案	第 4 回 審議草案
第 145 条 国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的役割を発揮し、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、株主会、取締役会、監事会、高級管理者が法に基づいて職権を行使することを支持する。	第 170 条 国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的役割を発揮し、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する。	第 170 条 国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的役割を発揮し、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する。	第 170 条 国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に従って指導的役割を発揮し、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する。

『現行会社法』が「国有独資会社の特別規定」を単独で 1 節の内容としているのに比べ、『会社法（第 1 回審議草案）』はすでに「国家出資会社の特別規定」を別の専章としている。『会社法（第 2 回審議草案）』に至るまで、章名をさらに「国家出資会社組織機構の特別規定」と明確にした。今回の会社法改正は、国有会社特別規範の適用範囲を拡大しただけでなく、会社法における国有会社の地位も高めた。

今回の会社法改正では、「第 1 回審議草案」第 19 条は、関連会社における党組織の一般規定に加え、第 145 条において、「国家出資会社における中国共産党の組織は、中国共産党規約の規定に基づいて指導的な役割を果たし、会社の重大な経営管理事項を研究討論し、株主会、取締役会、監査役会、高級管理者が法に基づいて職権を行使することを支持する」。「第 2 回審議草案」第 170 条

は、その最後の文のみを「会社の組織機構が法に基づいて職権を行使することを支持する」に改めた⁹⁰⁾。その後、「第 3 回審議草案」及び「第 4 回審議草案」の審議を経て条文内容の変更なしで『新会社法』第 170 の規定となった。

党の指導をコーポレートガバナンスの各段階に融合させ、企業党組織をコーポレートガバナンス構造に組み込むことは中国特色のある現代国有企業制度の顕著な特徴である。今回の会社法改正は、前述の内容と理念を肯定し、本条は法律面で国家出資会社の党組織がコーポレートガバナンスに参加するために規範的な根拠を提供した。具体的には、中国共産党の組織は国家出資会社のコーポレートガバナンスにおいて法定の地位を持ち、中国共産党規約の規定に基づいて指導的な役割を果たすことになる。本法でいう党組織は主に企業内部の基層党組織を指すべきであり、その構成員

が個別に会社の経営機関や監督機関に勤務するのではなく、集団形式で会社の管理に参加することが基本である。党組織は主に政治的な角度から政治的な核心の役割を發揮しなければならず、経営事項に対する政治的な判断、合法的なコンプライアンス判断を含み、それは異議を申し立て、制止

2) 国有独資会社の取締役会における審計委員会

する権利がある。党組織は会社の重大な経営管理事項を研究検討した後、取締役会または経営陣に任せるが、経営事項に対するビジネス判断は、会社経営機構への提案に重点を置かなければならない⁹¹。

表 14

第 1 回 審議草案	第 2 回 審議草案	第 3 回 審議草案	第 4 回 審議草案
第 153 条 国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会などの専門委員会を設置し、審計委員会の構成員の過半数を独立取締役としなければならない。審計委員会は、会社の財務、会計を監督し、定款に規定される他の職権を行使する。	第 176 条 国有独資会社は規定に従って監事会または監事を設置せず、取締役会に審計委員会を設置し、本法に規定される監事会の職権を行使する。	第 176 条 国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使する場合、監事会または監事を設置しない。	第 176 条 国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使する場合、監事会または監事を設置しない。

『新会社法』は国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使する場合、監事会または監事を設置しないと規定している（第 176 条）。今回の会社法改正の重要な措置の一つは、審計委員会制度を導入し、国有独資会社が監事会を廃止し、取締役会の中に審計委員会を設置して監事会職権を行使することを認めたことである。2017 年に公布された国务院弁公庁の「国有企業法人のガバナンス構造改善に関する指導意見」は、国有独資、全額出資会社の外部取締役が多数を占める取締役会を全面的に設立し、国有持株企業が外部取締役の派遣制度を実行し、外部派遣監事会の改革を完成させることを提案した。また 2018 年に中国共産党が公布した「党と国家機構改革深化方案」は、国有重点大手企業に監事会を設置しないことを明らかにした⁹²。さらに 2018 年に公布された国务院の「国有資本投資の推進、会社改革の試行に関する実施意見」は、国有資本投資、運営会社が取締役会を設立し、その構成員が原則として 9 人を下回ってはならず、執行役員、外部取締役、従業員取締役で構成されることを提案し、取締役会の下に戦略・投資委員会、指名委員会、報酬・考査委員会、審計委員会などの専門委員会を

設置することも提案した。現在、国务院国家資金委員会が出資者の職責を履行している中央企業も監事会を廃止した後、監事会も設置せず、外部取締役の導入と取締役会の審計委員会の設立などの専門委員会を通じて監督の役割を果たしている⁹³。

第三章で既に検討したように『新会社法』の立法過程において中国の立法機関は、主にこれまでに検討した監事会強化説、監事会廃止説および監事会・審計委員会の二者択一説の立場に沿って立法作業を進めてきたと考えられる。

そして中国の立法機関は、国有独資会社の監査機関に関して部分的に監事会廃止説の意見も取り入れて立法作業を進めてきたと考えられる。

まず、第 1 回審議草案 153 条（監事会廃止説）では「国有独資会社は、規定により監事会あるいは監事を設置せず、董事会の中で董事からなる審計委員会等の専門委員会を設置する。審計委員会の構成員は、その過半数が社外董事で構成されなければならない。審計委員会の会社の財務・会計に対する監督を行い、会社定款所定の職権も行使する」と規定されている。

さらに第 2 回審議草案では条文の内容を一部変更した上で第 153 条から第 176 条への条文順序上

の調整だけを行った。

最後に第3回審議草案では、国有独資会社が取締役会に取締役からなる審計委員会を設置し、本法に規定する監事会の職権を行使する場合、監事会または監事を設置しないと条文の内容が修正された。結局、第4回審議草案では条文の変更なしで『新会社法』第176の規定となった。

第五章 結論

以上のように本稿では『新会社法』施行の前に会社法の立法目的・会社の監査機関を中心に『現行会社法』と『新会社法』の条文対比・立法過程・学説論争という三つの視点から検討してきた。

2005年および2013年会社法改正を経て『現行会社法』では会社契約という会社観のもとで会社法は契約的法的な側面を強調し過ぎた結果、会社乱立や債権者保護の弱体化等のマイナスの影響も顕著に現れた。『新会社法』第1条は、立法目的について会社・株主・従業員・債権者の正当な権益を保護すると条文改正した上で、第20条は、「企業の社会的責任」に関して「会社は、当社の従業員、消費者その他の利害関係者の利益及び生態環境保護などの社会的公益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。国は会社が社会福祉事業活動に参加し、社会的責任報告書を発行することを奨励する」と規定している。また、『新会社法』第69条・121条では会社の監査機関の設計については現行法上の監事会設置会社制度を維持・改善しながら審計委員会設置会社の新設案を採用して二者択一の制度を初めて認めたのである⁹⁴。さらに『新会社法』第176条では国有独資会社が監査役会の設置を廃止し、取締役からなる審計委員会を設置し、監査役会の職権を行使できると定めている。

会社が営利性を目的とする企業組織である以上、厳しい市場競争の中でより低い「取引費用」で企業活動を容易に行うことは会社存続の基本条件であり、会社法が一律で強制的に会社の組織及び行為を規制し、会社関係者の利害対立を訴訟制

度によって処理することにかかる精力、時間及び金銭、つまり「取引費用」の増加や「効率性」・競争力の低下という問題も無視すべきではないであろう⁹⁵。

これは、中小閉鎖会社が数多く存在している実態を柔軟に対応して法規制の実効性の向上のみならず、「取引費用」の低減や「効率性」・競争力の向上という視点から『新会社法』も現代会社制度へと一步を踏み出したと理論的に評価すべきであろう⁹⁶。ただし、審計委員会が監事会の代わりに企業不祥事の事前防止や会社・株主・債権者・従業員の利益保護に良く機能できるかという重要な課題について今後の実証研究で解明すべきであろう。

今後の研究課題として『新会社法』の施行が会社（中国現地の日系企業も含む）の経営実務に与える影響を検討しながら最高人民法院の司法解釈や裁判例を検討・分析して行きたい⁹⁷。

付記

本稿は、2023年10月21日に温州大学法学院で開催された中国法学会商法研究会2023年度大会に発表した研究報告をベースにその後、修正・加筆したものである。中国法学会商法研究会の皆様にも多大な御教示を頂いた。記して深く謝意を表したい。

参考文献

- 1 江平主编『中国公司法原理与实务』科学普及出版社 1994年 序
- 2 王翔「新『公司法』時代背景与内容解説」『中国法律評論』2024年4月 第2期 39-40頁
- 3 趙旭東主编・刘斌副主编「2023新公司法重点热点问题解读」法律出版社 2024年 1頁
- 4 王翔 前掲注(2), 40頁
- 5 王瑞賀「關於『中華人民共和國公司法（修訂草案）』的說明」中国人大網, 2021年
http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202312/t20231229_433993.html (2023年3月20日参照)
- 6 陳甦「中国特色現代企業制度的法律表達」『民商法学』2023年 第8期 108頁
- 7 2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3

- 回会議の採決で『中華人民共和国民法典』が採択され、2021年1月1日から施行された。
- 8 趙万一「新『公司法』修改対『民法典』的継受と発展」『上海政法学院学报』2024年 第2期 20-29頁
 - 9 趙万一「中国公司法的正義性品格及其法律制度實現」『民商法学』2023年 第12期 105頁
 - 10 https://mp.weixin.qq.com/s/ntXH8Hz_Sr5GZTwtq3Luja (2023年7月30日参照)
 - 11 前掲注(10), 2023年7月30日参照
 - 12 <https://www.zhichanli.com/p/1898157263> (2023年9月5日参照)
 - 13 <https://mp.weixin.qq.com/s/GZyIO1oXJz5zkUUDJyvqqQ> (2023年12月30日参照)
 - 14 陳甦 前掲注(6), 107頁
 - 15 趙万一 前掲注(8), 96頁
 - 16 『中華人民共和國公司法』は、1993年12月29日第8期全國人民代表大會常務委員會第5回會議が採択・公布された。第1条では現代企業制度の確立の必要に適應し、会社の組織と行為を規範化、会社・株主・債権者の合法的な權益を保護し、社会經濟秩序を維持し、社会主义市場經濟の發展を促進するため、憲法に基づいて、本法を制定すると規定していた。
 - 17 習近平「論堅持党對一切工作的領導」中央文獻出版社 2019年 148頁
 - 18 趙万一 前掲注(9), 98頁
 - 19 陳甦 前掲注(6), 106頁
 - 20 趙旭東『新公司法条文积解』法律出版社 2023年 3頁
 - 21 韓文龍「“技術進步－制度創新－企業家精神”的創新組合及其增長效應」『社会科学期刊』2019年 第3期 202-212頁
 - 22 曹艷「企業家精神的時代理念与和諧社会的構建」『經濟問題探索』2008年 第11期 100-104頁
 - 23 陳甦 前掲注(6), 112頁
 - 24 劉俊海「論新『公司法』的四項核心原則」『民商法学』2023年 第2期 26頁
 - 25 劉俊海「關於公司社会責任的若干問題」『理論前沿』2007年 第22期 20頁
 - 26 劉俊海 前掲注(25), 20頁
 - 27 『パートナー企業法』第7条：パートナー企業及びそのパートナーは法律、行政法規を遵守し、社会の公德、商業道德を遵守し、社会的責任を負わなければならない。
 - 28 『食品安全法』第4条第2項：食品生産經營者は法律、法規と食品安全基準に基づいて生産經營活動に従事し、食品安全を保證し、誠実で自律し、社会と公衆に責任を負い、社会監督を受け、社会的責任を負わなければならない。
 - 29 『観光法』第6条：観光經營者は誠実に經營し、公平に競争し、社会的責任を負い、観光客に安全、健康、衛生、便利な観光サービスを提供しなければならない。
 - 30 王利明「中華人民共和國民法總則詳細解説(上册)」中国法制出版社 2017年 360頁
 - 31 謝鴻飛：「營利法人社会責任的法律定性及其實現机制——兼論『民法總則』第86条对公司社会責任的發展」『法治現代化研究』2017年 第2期 38頁
 - 32 李建偉「企業社会責任原則的商法邏輯」『求是學刊』2021年 第5期 116-117頁
 - 33 施天濤「『公司法』第5条的理想与現實：公司社会責任何以實施？」『清華法学』Vol.13, No.5 (2019) 63-65頁
 - 34 趙旭東「營利法人社会責任条款的法律內涵与裁判功能——以研究路徑的反思為切入点闡釋『民法總則』第86条」『貴州民族大学学报』2021年 第1期 196-198頁
 - 35 趙旭東 前掲注(20), 46頁
 - 36 王立兵「公司社会責任的双重属性及其實現途徑——以『公司法』第5条第1款為中心」『學術交流』2012年 第1期 64-67頁
 - 37 雷馳「公司法變遷背景下的企業社会责任——兼談『公司法』第5条的理解与适用」『經濟法研究』2007年 第6卷 297-300頁
 - 38 郭銳「数字經濟時代的公司法」『民商法学』2023年 第2期 70-71頁
 - 39 劉俊海「論公司社会責任的制度創新」『比較法研究』2021年 第4期 28頁
 - 40 蔣大興「走向合作主義的公司法——公司法改革的另一種基礎」『民商法学』2022年 第5期 88-101頁, 劉俊海「論『公司法』的法典化：由碎片化走向体系化的思考」『法律科学』2024年 第1期 18-19頁
 - 41 趙旭東 前掲注(20) 47-48頁
 - 42 李靜「企業社会责任是承諾性法律責任——『公司法』第五條解讀」『天津商業大學学报』2014年3月 第34卷第2期 68頁
 - 43 範進學「論道德法律化与法律道德化」『法学評論』1998年 第2期 34頁

- 44 李建偉「論公司社会責任強制性的規範体系建構」『交大法学』2023年 第5期 41-42頁
- 45 李建偉 前掲注(44), 43頁
- 46 肖海軍「論『公司法』第5条第1款的实施—以『公司法』修改為視角」『北方法学』2021年 第3期 39頁
- 47 趙万一 前掲注(9), 108-109頁
- 48 沈貴明「我国公司社会責任的立法規範問題」『法学』2009年 第11期 99-110頁, 史際春「論公司社会責任: 法律義務、道德責任及其他」『法学研究』2008年 第2期 47-48頁, 陳曉星「企業社会責任法律規制的理性思考—兼評中国『公司法』第5条之規定」『中国商法年刊』2009年 51頁
- 49 吳飛飛「公司自治与公司社会責任的公司法困境」『北京理工大学学报』2013年 第4期 135-136頁
- 50 樊涛「公司社会責任的法律思考」『法政探索』2012年 第6期 83頁
- 51 周友蘇 張虹「反思与超越: 公司社会責任詮釋」『政法論壇』2009年1月 第27卷 第1期 61頁
- 52 王天玉「宣言、原則抑或規範」『社会科学研究』2012年 第1期 91-95頁
- 53 王天雁「公司社会責任原則的解积及法律適用」『湖北函授大学学报』2012年2月 第25卷第2期 65頁
- 54 趙旭東『公司法學』高等教育出版社 2006年 49-50頁
- 55 劉俊海 前掲注(25), 21頁
- 56 趙万一 前掲注(9), 99頁
- 57 朱慈蘊「公司的社会責任: 遊走于法律責任与道德准則之間」『中外法学』Vol.20, No.1 (2008) 33-35頁
- 58 王翔 前掲注(2), 46-47頁
- 59 王翔 前掲注(2), 39-40頁
- 60 趙旭東主編・劉斌副主編「2023新公司法条文释解」法律出版社 2024年 169-170頁
- 61 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 170頁
- 62 劉斌「公司治理中监督力量的再造与展开」『民商法学』2022年 第9期 108-109頁
- 63 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 191頁
- 64 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 265-266頁
- 65 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 266頁
- 66 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 266-267頁
- 67 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 284-285頁
- 68 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 280-281頁
- 69 趙旭東主編・劉斌副主編「2023新公司法重点热点问题解读」法律出版社 2024年 305-306頁
- 70 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(69) 306-308頁
- 71 朱大明「公司法立法指导原则的研究」『清华法学』2022年 第2期 25頁
- 72 周小川「公司治理与金融稳定」『中国金融』2020年 第15期 2頁
- 73 施天涛「让监事会的腰杆子硬起来」『中国法学评论』2020年 第6期 93頁
- 74 施天涛 前掲注(73) 94頁
- 75 施天涛 前掲注(73) 94頁
- 76 施天涛 前掲注(73) 95頁
- 77 施天涛 前掲注(73) 96頁
- 78 趙旭東「公司法修订中的公司治理制度创新」『中国法学评论』2020年 第6期 6-7頁
- 79 趙旭東「中国公司治理制度的困境与出路」『中国法学』2021年 第2期 67頁
- 80 趙旭東 前掲注(79) 66-67頁
- 81 朱慈蘊・林凱「公司制度趋同理论检视下的中国公司治理评析」『法学研究』2013年 第5期 29-32頁, 石少侠「论我国公司治理的问题与对策」『北京论坛』2017年 第3期 74頁, R. Romano, The Sarbanes-Oxley Act and the Making of Quack Corporate Governance 114 Yale. L. J (2005) at 1530.
- 82 劉俊海「论新公司法的四项核心原则」『北京理工大学学报』2022年 第3期 15頁, 冯果「一元制公司治理结构下董事会的功能检视与再造」『北京理工大学学报』2022年 第3期 4-5頁, 张志坡「如何构建独立有效的监事会」『民商法学』2022年 第9期 76-77頁
- 83 劉俊海「公司法學第三版」北京大学出版社, 2020年 170頁
- 84 劉俊海 前掲注(83) 172頁
- 85 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 289-292頁
- 86 趙旭東主編・劉斌副主編 前掲注(60), 293-294頁
- 87 周林彬「新公司法重要问题解读」『上海政法学院学报』2024年 第39卷 2号 10頁
- 88 周林彬 前掲注(87), 10-11頁
- 89 周林彬 前掲注(87), 12-13頁

- 90 陳甦「中国特色現代企業制度的法律表达」『民商法学』2023年 第8期 111頁
- 91 赵旭东主编・刘斌副主编 前掲注(69)「2023 新公司法重点热点问题解读」493-494頁
- 92 赵旭东主编・刘斌副主编 前掲注(60), 377-378頁
- 93 赵旭东主编・刘斌副主编 前掲注(69), 496-498頁
- 94 徐治文「南巡講話後の市場経済と法の歩みと行方」『追手門経営論集』Vol.28, No2, 2022年 45頁
- 95 徐治文「現代会社法理論と法と経済学」光陽書房 2007年 182-184頁, 徐治文他編著「会社法の到達点と展望」法律文化社 2018年 265-266頁
- 96 徐治文「法と経済学の会社法理論(一)」法政研究 第64巻第2号(1998年) 350-355頁, J. C. Coffee, 1989, The Mandatory/Enabling Balance in Corporate Law: an Essay on The Judicial Role, 89 Colum. L. Rev. (1989), at 1618-1624.
- 97 吉 佳宜・他「中国会社法改正の解説」国際商事法務 Vol.52, No.2 2024年 155頁
高 革慧「中国会社法改正のポイント」国際商事法務 Vol.52, No.2 2024年 234-235頁